

六ヶ所再処理工場の来歴（事故トラブル等）と原子力規制委員会の動き

1988. 12 青森県議会資料再処理工場図にトリチウム、クリプトン 85 除去装置あり。国への申請書は削除

1992. 3 ウラン濃縮工場本格操業開始

1992. 12. 24 日本原燃再処理事業者として指定

1993. 4 再処理工場着工（当初 1997 年に稼働予定であった）

<1995. 1 JAEA 日本原子力研究開発機構東海再処理工場 ガラス固化開始>

1999. 12 原発の使用済燃料受入れ開始（3000 トンのプールへ）

2001. 4 通水作動試験開始、

2001. 8 使用済燃料貯蔵プール漏水（2003. 2、2005. 6 にも同施設で漏水）

2002. 11 化学試験開始

2004. 12 ウラン試験開始

2005. 2 三陸の海・岩手の会 同年 11 月豊かな三陸の海を守る会発足

2006. 3. 31 アクティブ試験（実際の使用済燃料使用）開始（2007. 8 本格操業予定であった）

4.1 使用済燃料せん断・溶解開始

2006. 12. 22 放射能の雲が工場内に滞留（2008. 4. 13、9. 16 にも同様数時間滞留）

2007. 11. 5 高レベル廃液のガラス固化試験開始

2008. 1 ガラス溶融液の粘性が高い等で固化試験中断（2008. 7 試験再開：翌日中断、10 月再開）

2008. 2. 27 アクティブ試験第 4 ステップ報告書製品回収率 U, Pu 各 98. 2%達成と報告（性能の技術上の基準）

2008. 10. 2 使用済燃料 425 トンせん断終了 これにより再処理の主要工程が放射能で汚染された

2008. 10 ガラス溶融炉に不溶性残分（白金族を含む）廃液投入により白金族堆積炉内悪化

2008. 12 ガラス溶融炉天井レンガ脱落（2010. 6 回収）、攪拌棒変形、ガラス固化試験中断

2009. 1. 22 ガラス溶融炉建屋で高レベル廃液約 150 ㍓漏えい、回収 16 ㍓（広島原爆死の灰 2. 5 発分未回収）
（2 月・3 月排水モニターに異常波形、）

2010. 7. 30 高レベル廃液濃縮蒸発缶温度計部腐蝕による漏洩（以降加圧しそのまま運転）

<2011. 3. 11 福島第一原発事故>

2012. 6. 20 環境基本法第 13 条削除（放射性物質も環境基本法の対象物質になる）しかし適応されず

2012. 7. 4 高レベル実廃液のガラス固化約 3 年半ぶりに再開

2012. 9. 19 原子力規制委員会発足（委員 5 名、事務局は原子力規制庁）田中俊一委員長～2017. 9

原子力安全保安院・原子力安全委員会を廃止、環境省の外局独立性の高い国家行政組織法三条委員会とし

2012. 12. 7 ガラス溶融炉 B 系列試験開始（2013. 1. 4 試験終了、1. 16 終了報告）

2013. 4. 15 第 1 回核燃料施設等の新規規制基準に関する検討チーム座長更田委員～第 20 回 10. 24
（高レベル廃液の重大事故を IAEA 基準「貯槽の破裂」を無視し「蒸発乾固」と定義する。）

2013. 5. 8 ガラス溶融炉 A 系列試験開始（同年 5. 26 試験終了、5. 31 終了報告）

2013. 12. 6 再処理規則第 6 条の 2（性能の技術上の基準）削除→新規則*Pu, U 回収率他 1 項目完全削除
再処理規則：使用済燃料の再処理の事業に関する規則（類似した規則があり注意）

2013. 12. 18 核燃料施設等の新規規制基準施行（原発については 7 月施行）

→原子炉等規制法第 44 条の 4（変更の許可及び届出）第 1 項の規定に基づく

2014. 1. 7 日本原燃は新規規制基準適合申請書（再処理事業変更許可申請書）規制委員会へ提出、安全審査開始

2014. 5. 30 新規規制基準適合申請書（「再処理事業変更許可申請書」）の一部補正（内容不備につき 2014 年度

(5回)、2015(3)、2016(1)、2017(2)、2018(4)、2019(1)、2020(4)補正)

<2014.秋 JAEA は東海再処理工場の廃止を決定>

- 2014.9 原子力規制委員に田中知氏（日本原燃と関わりあり）就任，島崎邦彦氏等に代わり
- 2015.7.15 審査会で水素爆発濃度4%→8%へと見直し（8%以下は機器への影響なしとし）
- 2015.8.2 落雷により工場の主要建屋の計器が破損、270カ所の計測器に保安器設置
- 2015.8.31 審査会で使用済燃料の冷却減衰期間を4年から15年に変更し再処理することになる
- 2015.12.21 審査会資料で高レベル廃液や不溶解残渣貯槽にPuが臨界以上含まれることが分かる
- 2016.10 使用済燃料再処理機構発足（拠出金制度により日本原燃の資金面を担う）東奥日報代表が運営委員
- 2016.11.25 第15回原子力災害事前対策に関する検討チーム会合で六ヶ所再処理工場のハザード評価（脅威区分）がⅡとされ，UPZ（緊急時防護措置区域）5km，PAZなしに決定される
- 2016.12.14 ウラン濃縮工場で副社長ぐるみの虚偽報告が発覚，報告徴収命令が出される
- <2016.12 JAEA 高速増殖炉もんじゅ廃炉決定 >
- 2017.2.7 原子炉等規制法第46条（使用前事業者検査）と国から変更，国は「確認する」2020.4施行
- // 2013.12.6 制定新規則*は削除され「再処理施設の技術基準に関する規則」に改正される
- 2017.8 非常用電源建屋に配管ピットから雨水0.8トン流入、ピットの点検を14年間していなかったことが
わかり，それまで原子力規制委員会へ虚偽報告をしていたことが発覚する。報告徴収命令が出る
- 2017.9.22 原子力規制委員会第二代委員長に更田豊志氏（JAEA出身）
- 2017.12 虚偽報告の対応とし工場内設備2万2千、機器60万全数の確認などを行うことになる
- 2017.12 稼働予定を2021年上期に延期（約3年半）すると公表（過去最長の延期）
- 2018.4 六ヶ所再処理工場新規規制基準審査再開
- <2018.7.5 原子力白書でプルトニウムの利用指針「長期的に削減」と初めて明記，原子力委員会>
- <2018.7.16 日米原子力協定自動延長，今後再処理は米国の半年前通告で廃棄することが可能になる>
- 2020.4 日本海溝沿いにおける最大クラスの震度分布・津波高等の推計内閣府公表 六ヶ所村周辺震度6強
- 2020.4.22 更田委員長安全審査打ち切り（記者会見で発言）
- 2020.4.28 新規規制基準適合申請書（「再処理事業変更許可申請書」）の一部補正を規制委員会受理
- 2020.5.13 原子力規制委員会適合性審査書案承認， 5.14～6.12 パブコメ
- 2020.7.29 原子力規制委員会で六ヶ所再処理工場の安全審査（法44条の四第一項関係）が合格とされる**
- 2020.8 完工は1年延期し2022年度上期へ（25回めの延期）
- 2020.12.24 日本原燃設工認（設計及び工事の方法の認可）申請書提出→炉規制法第45条関係
- 2021.5. 日本原燃HP再処理工場管理目標値（気体排出，液体排出）を変更
- 2021.7.26 審査会 使用前事業者検査で人が近づけない放射能汚染設備や機器が4876あり
使用前事業者検査（検査実施要領書）炉規制法第46条関係<未提出>
- 2021.12.28 福島みずほ議員質問主意書「高レベル廃液重大事故を防ぐためIAEA基準尊重再審査を」答弁
- 2022.1.12 原子力規制委員会，日本原燃社長ヒアリング（規制委：設工認まだ入口状態，打開策提案したい）
- *2022.9 原子力規制委員長更田豊志氏退任し山中伸介氏（元阪大副学長），後任杉山智之氏（JAEA）予定